

I 令和8(2026)年度 神奈川県中小企業制度融資一覧表

2026年4月1日現在

資金区分		融資対象	融資条件等				備考					
			資金使途	融資限度額	融資利率(注1) (固定金利)	融資(据置)期間(注2) <返済方法>		信用保証料率 (注3) (保証料補助)				
経営安定資金	経営安定融資	国が定める所定の要件(セーフティネット保証1~4、6~8号の要件)を満たし、事業所の住所地を管轄する市町村長の認定を受けた中小企業者等	運転・設備 借換	別枠 8000万円	1年超5年以内	2.0% 以内	1年超10年以内 <割賦返済> (据置1年以内を含む)	1~4,6号:1.00% 7,8号:0.85%	※ 従業員数30人超の場合は、信用保証料率は0.85%となります。 ○ セーフティネット保証1~4、6号の場合は、責任共有制度の対象外です。			
	セーフティネット保証5号	国が定める所定の要件(セーフティネット保証5号の要件)を満たし、事業所の住所地を管轄する市町村長の認定を受けた中小企業者等			5年超	2.4% 以内		0.68%(※) (対象)				
	売上・利益減少対策 融資	最近3か月若しくは6か月の売上高又は売上総利益額(粗利益)(以下、「売上高等」という。)の合計が、直近3年のいずれかの年の同期と比較して減少していることを取扱金融機関が確認した中小企業者等		8000万円	1年超5年以内	2.0% 以内		1年超10年以内 <割賦返済> (据置1年以内を含む)	0.45~1.52% (対象)	※ 令和8年12月までの補助拡充後の信用保証料率となります。 令和9年1月以降の信用保証料率は0.36~1.52%へ変更となります(予定)。		
					5年超	2.4% 以内			2年以内		1.5% 以内	0.225~0.95%(※) (対象)
					2年超5年以内	1.8% 以内					2年超5年以内	
	原油・原材料高騰等 対策特別融資	原油・原材料高騰等(米国関税措置含む)又は日産自動車株式会社追浜工場の車両生産終了等の影響により、売上高等の減少が以下①又は②に該当することを取扱金融機関が確認した中小企業者等		5年超	2.2% 以内	2年超5年以内		2.2% 以内	0.225~0.95% (対象)			
	日産自動車関連 対策特別融資	①最近3か月若しくは6か月の売上高等の合計が直近3年のいずれかの年の同期の売上高等の合計に比べて5%以上減少している ②最近1か月間の売上高等が直近3年のいずれかの年の同期と比べて10%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等の合計が当該同期と比べて10%以上減少することが見込まれる	5年超	2.2% 以内	2年超5年以内		2.2% 以内	0.225~0.95% (対象)				
	借換支援融資	県信用保証協会の保証付き融資残高がある中小企業者等	運転 借換	8000万円			2.5% 以内		1年超10年以内 <割賦返済> (据置1年以内を含む)		0.45~1.52% (対象)	○ 借換の対象となるのは、県中小企業制度融資及びその他の県信用保証協会の保証付き融資の既往借入金のみです。
	経営改善型 融資	経営力強化 サポート融資	ア 取扱金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等	運転・設備 借換 (※)	8000万円		2.2% 以内	15年以内 <割賦返済> (据置1年以内を含む)	0.45~1.75%	※ いずれも事業計画の実施に必要な資金に限ります。 また、イは、国の定める新型コロナウイルス感染症関連保証に係る既往借入金を借り換える場合に限り、 ○ イを利用する場合、別枠となります。 ○ 所定の申込人資格要件等届出書及び事業行動計画書が必要で、 ○ 「経営力強化保証」を適用します。		
			イ アに該当し、セーフティネット保証5号の認定を受けた中小企業者等						0.85%			
		条件変更改善 借換融資	返済条件の緩和を行っている県中小企業制度融資における保証付き融資の残高があり、認定経営革新等支援機関(金融機関や税理士等の専門家)の支援を受けつつ自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等	借換(※)	8000万円	10年以内 10年超	2.2% 以内 2.7% 以内	15年以内 <割賦返済> (据置1年以内を含む)	0.45~1.52% (対象)		※ 事業計画の内容に応じて、新規の融資分(運転・設備)を含むことができます。この場合、据置期間は2年以内となります。 ○ 「借換保証制度要綱における条件変更改善型借換保証による借換え」を適用します。 ○ 申込人が作成した事業計画書が必要です。	
		リターンアシスト 長期保証融資	返済条件の緩和を行っている県信用保証協会の保証付き融資の残高があり、その残高を経営改善計画の取組みの一環として借り換えることにより借換債務の正常化を図る中小企業者等	運転(※1) 借換	1億6000 万円	10年以内 10年超	2.2% 以内 2.7% 以内	15年以内 <割賦返済>	0.45~1.52% (対象)		※1 運転資金は、当該借換に必要な諸費用相当額に限ります。 ※2 従業員数30人超の場合は、0.85%となります。 ○ リターンアシスト長期保証融資(別枠保証)を利用する場合、別枠となります。 ○ 融資利用後、原則として6か月間の静観期間があります。 ○ 所定の事業計画書が必要です。 ○ セーフティネット保証1~4、6号の場合は、責任共有制度の対象外です。 ○ 神奈川県信用保証協会の保証制度である「リターンアシスト長期保証」、「リターンアシスト長期別枠保証」を適用します。	
リターンアシスト 長期保証融資 (別枠保証)	「リターンアシスト長期保証融資」の融資対象に該当し、事業所が所在する市町村長の認定(セーフティネット保証1~8号のいずれか)を受けた中小企業者等	1~4,6号:1.00% 5号:0.68%(※2) (対象) 7,8号:0.85%										
再生支援融資 (つなぎ枠)	県信用保証協会の保証付融資を利用して、中小企業活性化協議会等による事業計画の策定支援中に、事業を継続するための資金が必要であり、同協議会等の指導又は助言を受けて事業再生を図る中小企業者(NPO法人、医療法人を除く)	運転・設備	別枠 2億8000 万円		2.3% 以内	3年以内 (一括返済は1年以内) <一括又は割賦返済> (据置6か月以内を含む)	1.408又は 1.76% (対象)	○ 「事業再生円滑化関連保証」を適用します。				
事業再生サポート 融資	経営改善・再生 支援強化枠	中小企業活性化協議会等の指導又は助言や、経営サポート会議等による検討により作成された事業再生計画に従って事業再生に取り組む中小企業者(NPO法人、医療法人を除く)	運転・設備 借換 求償債務返済	別枠 2億8000 万円	10年以内 10年超	2.5% 以内 3.0% 以内	15年以内 (一括返済は1年以内) <一括又は割賦返済> (据置1年以内を含む)	0.80又は 1.00%	○ 「事業再生計画実施関連保証」を適用します。 ○ 「事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)」を適用します。 ※1 条件変更に伴い、追加して生じる信用保証料は国の補助の対象外となり0.80%又は1.00%(※2)の保証料率が適用されます。 ※2 事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)による経営者保証免除対応を適用した場合は、条件変更に伴い、追加して生じる信用保証料は国の補助の対象外となり、1.00%又は1.20%の保証料率が適用されます。			
		「事業再生サポート融資」の要件を満たし、資材高騰や物価高、人手不足等の影響を受けた中小企業者(NPO法人、医療法人を除く)						0.40%				
	災害対応 融資	ア 自然災害等により、設備等の破損・遺失等被害を受けた中小企業者等						運転・設備		2億8000 万円	2年以内 2年超5年以内 5年超15年以内	1.5% 以内 1.8% 以内 2.2% 以内
別枠	イ 自然災害等に起因して、セーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者等	1.00%										
激甚災害枠	ウ 激甚災害指定された自然災害等により、設備等の破損・遺失等の被害を受けた中小企業者等											

資金区分	融資対象	融資条件等					備考	
		資金使途	融資限度額	融資利率(注1) (固定金利)	融資(据置)期間(注2) <返済方法>	信用保証料率 (注3) (保証料補助)		
小口零細企業保証資金	従業員数20人※1(卸売業・小売業・サービス業の場合は5人)以下の小規模企業者(NPO法人等の場合は※2)	運転・設備 借換	2,000万円 <small>保証協会(他の保証協会を含む)の既存保証の残高を含めて2,000万円</small>	1年以内 1.6% 以内 1年超5年以内 2.0% 以内 5年超 2.4% 以内	10年以内 (一括返済は1年以内) <一括又は割賦返済> (据置6か月以内を含む)	0.50~1.76% (対象)	※1 医業を主たる事業とする個人事業者の場合は、従業員5人以下となります。 ※2 医業を主たる事業とする場合に限り、対象となります。 ※3 小口零細企業保証資金の融資限度額の範囲内で500万円までとなります。 ○ 「企業経営の未病改善」に取り組む場合は、0.40~1.32%となります。 また、ミニは0.30~0.88%となります。 ○ 「小口零細企業保証」を適用します。 ○ 責任共有制度の対象外です。	
			500万円 (※3)	2.2%以内 又は 金融機関所定の変動金利				5年以内 (一括返済は1年以内) <一括又は割賦返済> (据置6か月以内を含む)
小規模事業資金	従業員数30人(卸売業・小売業・サービス業の場合は10人)以下の中小企業者	運転・設備 借換	4,000万円	1年以内 金融機関所定 1年超5年以内 2.2% 以内 5年超7年以内 2.4% 以内 7年超 2.7% 以内	10年以内 (一括返済は1年以内) <一括又は割賦返済> (据置6か月以内を含む)	0.45~1.52% (対象)	※ 特別小口(担保及び連帯保証人は不要)を利用することができます。 ○ 「企業経営の未病改善」に取り組む場合は、0.36~1.14%となります。 また、特別小口は0.6%となります。	
			2,000万円	(全融資期間で金融機関所定の変動金利も可)				0.80% (対象)
体質強化型資金	事業振興融資	中小企業者等	2億円	[信用保証あり] 1年以内 2.1% 以内 1年超 3.0% 以内 (1年超は変動金利も可) (※1)	運転資金:10年以内 設備資金:15年以内 (一括返済は1年以内) <一括又は割賦返済> (据置1年以内を含む)	0.45~1.90% (※2)	※1 変動金利の場合、金融機関の短期プライムレートに0.8%を加えた利率を上限に設定するものとします。 ※2 信用保証は金融機関の任意となります。	
				[信用保証なし] 金融機関所定(固定)				
	流動資産担保融資	売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者等	別枠 2億5,000万円	金融機関所定金利 (変動金利も可)	1年以内 <一括又は当座貸越>	0.34% (対象)	○ 「流動資産担保融資保証」を適用します。 ○ 担保は売掛債権又は棚卸資産となります。 ○ 当座貸越は、約定返済か随時返済となります。	
	生産性向上支援融資	ア 中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の主務大臣の認定を受け、計画に従って経営力向上に係る新事業を実施する、又は事業承継を行う中小企業者等(NPO法人、医療法人を除く)	運転・設備	別枠 8,000万円	2.2%以内	運転資金:10年以内 設備資金:15年以内 (一括返済は1年以内) <一括又は割賦返済> (据置1年以内を含む)	0.34% (対象)	○ アの事業承継を行うもので、次の要件を全て満たす場合、経営者保証が不要となります。 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと ○ 「経営力向上関連保証」を適用します。 ○ 認定経営力向上計画に係る認定申請書の写しが必要です。
		イ 中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」の市町村(※)の認定を受け、計画に従って先端設備等を導入する中小企業者等(NPO法人、医療法人を除く)						
		ウ ア又はイに該当し、生産効率が向上する設備の導入により省エネ効果が見込まれる事業計画について、取扱金融機関の確認を受けた中小企業者等	運転(※1) ・設備	別枠 8,000万円 (※2)	2.0%以内	運転資金:10年以内 設備資金:15年以内 (一括返済は1年以内) <一括又は割賦返済> (据置2年以内を含む)	※1 設備設置に係る経費に限り、適用します。 ※2 アかつウに該当する場合は、アと合算8,000万円までとなります。 また、イかつウに該当する場合は、イと合算8,000万円までとなります。 ○ 所定の事業計画書が必要です。	
	新たな事業展開対策融資	ア 経営環境の変化に対応するため又は新技術の導入(情報通信技術等を含む。)等により、新たな事業の展開や事業の改善等を図る者、又は消費者ニーズや流通構造の変化に対応し、新規販路の開拓や事業の改善等を行う中小企業者等	運転・設備	8,000万円	2.5%以内	10年以内 (一括返済は1年以内) <一括又は割賦返済> (据置1年以内を含む)	0.45~1.52% (対象)	○ 所定の事業計画書が必要です。
		イ 「受託中小企業振興法」(昭和45年法律第145号)に基づく「特定連携事業計画」の認定を受けている中小企業者等(NPO法人を除く)						
	経営革新支援融資	中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」の県の承認を受けた中小企業者等(NPO法人、医療法人を除く)	運転・設備	別枠 8,000万円 (※1) *協同組合等 1億2,000万円	2.5%以内	運転資金:1年超7年以内 設備資金:1年超10年以内 <割賦返済> (据置1年以内含む)	0.68%(※2) 又は 1.00%(※3)	※1 海外展開への直接投資に係る資金は、別枠2億8,000万円となります。 ※2 「経営革新関連保証」を適用した場合 ※3 「海外投資関係保証」を適用した場合 ○ 県(中小企業支援課)の承認を受けた事業計画書の写しが必要となります。
	協調支援型特別融資	ア 申込金融機関から本保証付き融資の実行と原則同時に、本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受ける中小企業者等	運転・設備 借換	2億8,000万円	2.5%以内	10年以内 (一括返済は1年以内) <一括又は割賦返済> (運転資金は据置1年以内、設備資金及び運転設備資金は据置3年以内を含む)	0.30~1.27% (※2)	※1 所定の経営行動計画書が必要です。 ※2 条件変更に伴い、追加して生じる信用保証料は国の補助の対象外となり、責任共有制度対象0.45~1.90%の信用保証料率が適用されます。 ○ 「協調支援型特別保証」を適用します。
イ 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等(※1)		0.34~1.43% (※2)						
モニタリング強化型特別融資	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、金融機関及び保証協会に経営状況等の報告を行う中小企業者等	運転・設備 借換	2億8,000万円	0.23~0.95% (※)	※ 条件変更に伴い、追加して生じる信用保証料は国の補助の対象外となり、責任共有制度対象0.45~1.90%の信用保証料率が適用されます。 ○ 「モニタリング強化型特別保証」を適用します。			
BCP策定支援融資	ア 事業継続計画(BCP)の策定や事業継続計画(BCP)に基づく対策を行う中小企業者等	運転・設備	8,000万円 別枠 8,000万円 別枠 8,000万円	2.0%以内	運転資金:1年超10年以内 設備資金:1年超15年以内 <割賦返済> (据置1年以内含む)	0.45~1.52% (対象)(※1)	※1 「企業経営の未病改善」に取り組む場合は、0.36~1.14%となります。 ※2 「企業経営の未病改善」に取り組む場合は、0.54%となります。 ○ イは「事業継続力強化関連保証」を適用します。 ○ イは事業継続力強化計画に係る認定申請書の写しが必要です。 ○ ウは「連携事業継続力関連保証」を適用します。 ○ ウは連携事業継続力強化計画に係る認定申請書の写しが必要です。	
	イ 事業継続力強化に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者等							
	ウ 連携事業継続力強化に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者等							
輸出入促進資金	貿易関連業者(輸出入商社又は輸出品製造業者)及び直接輸入業務を行う卸売業・小売業を営む中小企業者等	運転	5,000万円	2.0%以内	6か月以内 <一括又は割賦返済>	0.45~1.90% (※)	※ 信用保証は金融機関の任意となります。	

資金区分		融資対象	融資条件等				備考	
			資金使途	融資限度額	融資利率(注1) (固定金利)	融資(据置)期間(注2) <返済方法>		信用保証料率 (注3) (保証料補助)
ライフステージ別資金(創業期)	創業支援融資	ア 事業を営んでいない個人で、1か月以内に個人事業を開始する予定のもの イ 事業を営んでいない個人で、2か月以内に会社を設立し事業を開始する予定のもの ウ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、事業を開始する予定のもの エ 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの オ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの カ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの キ 上記エに規定する個人が新たに会社(中小企業者に限る。)を設立し、事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの ク 上記ア、イ、エ、オ、キのいずれかの要件を満たし、過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの、又は過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であった者であって、事業の廃止の日、又は解散の日から5年を経過していないもの	運転・設備借換	3,500万円	2.2%以内	1年超10年以内 <割賦返済> (据置1年以内を含む) ※1	0.40% (対象) ※2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 創業前及び創業後1年未満の場合は、所定の創業・再挑戦計画書が必要です。また、クは所定の資格要件申告書等も必要です。 ○ 創業特例の②については、市町村の証明書が必要です。担保は不要です。 ○ NPO法人は対象外です、 ○ ア～キは、「創業関連保証」又は「スタートアップ創出促進保証」を、クは、「再挑戦支援保証」を適用します。 次の要件を満たす場合、「スタートアップ創出促進保証制度」(保証料率を0.2%上乗せすることで経緯者保証が不要となる制度)を利用することができます。 ①イ、ウ、オ、カ、キ、クに該当する会社 ②融資申込受付時点において税務申告1期未満の場合は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要です。 ③所定の創業計画書が必要です。 ④創業3年目と5年目の決算申告時に、専門家による経営者保証が「ドライブ」の充足状況のチェックを行い、チェックシートを金融機関に提出する必要があります。
	創業特例	上記アからクのいずれかの要件を満たし、次のいずれかに該当する創業者 ① 融資申込前に、創業支援機関から経営指導を受け、かつ、融資実行後の1年間に概ね2回以上の経営指導を受けるもの ② 国が認定した市町村の特定創業支援等事業を利用したもの(創業前の場合は、創業の6か月前から利用可)			2.0%以内		0.00% (対象) ※2	※1 「スタートアップ創出促進保証制度」を利用する場合、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する又はプロパー融資残高があると、据置期間は3年以上となります。 ※2 「スタートアップ創出促進保証制度」を利用する場合、保証料率は0.6%、創業特例の場合は0.2%となります。
ライフステージ対応型資金	事業承継関連融資	ア 神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター、金融機関、認定経営革新等支援機関又は県信用保証協会の支援を受け、事業承継を10年以内に行う事業承継計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者等	運転・設備借換	8,000万円	2.0%以内	1年超10年以内 <割賦返済> (据置1年以内を含む)	0.45～1.52% (対象) (※2)	※1 一定の要件とは、以下の項目です。 ① 事業承継計画を策定している ② 持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有している ③ 事業会社が保証対象業種となる事業を行っている ※2 「企業経営の未病改善」に取り組む場合は、0.36～1.14%となります。 ※3 「企業経営の未病改善」に取り組む場合は、0.92%となります。 ○ ア、キは所定の事業承継計画書、イは所定の事業計画書が必要です。 ○ ウ、エ、オ、カは経営承継円滑化法に基づく県(中小企業支援課)の認定書の写し及び認定申請書の写し等が必要となります。 ○ ウは「経営承継関連保証」を適用します。 ○ エは「特定経営承継関連保証」を適用します。 ○ オは「経営承継準備関連保証」を適用します。 ○ カは「特定経営承継準備関連保証」を適用します。 ○ キは県信用保証協会の保証制度である「事業承継保証」を適用します。
		イ 事業承継をした日から5年未満で、事業計画を策定し、経営の安定化や事業の拡大に取り組む中小企業者等		8,000万円				
		ウ 事業承継を実施後、株式や事業用資産等の取得を行う中小企業者		別枠 8,000万円				
		エ 事業承継を実施後、株式や事業用資産等の取得を行う中小企業者の代表者個人		8,000万円				
		オ 他の中小企業者の事業の承継を実施するため、株式や事業用資産等の取得を行う中小企業者		別枠 8,000万円				
		カ 他の中小企業者の事業の承継を実施するため、株式や事業用資産等の取得を行う事業を営んでいない個人		8,000万円				
	キ 事業承継計画に基づき、事業会社の株式の集約化を行う一定の要件(※1)を全て満たす持株会社	設備	2億8,000万円	0.45～1.52% (対象) (※2)				
	クa 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定し、一定の要件(※4)を全て満たす中小企業者等(個人事業者を除く)	運転・設備借換	8,000万円	10年以内 <割賦返済> (据置1年以内を含む)	0.45～1.52% (対象) (※6)	※4 一定の要件とは、以下の項目です。 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと ※5 事業承継前の経営者保証付融資の借換資金に限りです。 ※6 「企業経営の未病改善」に取り組む場合は、0.36～1.14%となります。 また、事業承継・引継ぎ支援センター及び中小企業活性化協議会による確認を受けた場合は0.20～0.92%となります。同時に「企業経営の未病改善」に取り組む場合は、0.16～0.69%となります。		
	クb 令和2年1月1日から令和7年3月31日の期間内に事業承継を実施し、事業承継日から3年を経過しておらず、一定の要件(※4)を全て満たす中小企業者等(個人事業者を除く)	借換(※5)						
クc 認定申請日から3年以内に事業承継を予定し、一定の要件(※4)を全て満たす中小企業者(個人事業者を除く)	別枠 8,000万円	10年以内 <割賦返済> (据置1年以内を含む)						

資金区分	融資対象	融資条件等				備考			
		資金使途	融資限度額	融資利率(注1) (固定金利)	融資(据置)期間(注2) <返済方法>		信用保証料率 (注3) (保証料補助)		
ライフ ステー ジ 対 応 型 資 金	政策 連 動 資 金	脱炭素(カーボン ニュートラル) 促進融資	ア 県から融資対象者としての認定を受けて、低公害車の購入、公害防除施設・設備若しくは環境負荷低減のための施設・設備の設置、改善等又は公害防止のための工場等の移転を行う中小企業者等	運転・設備	8,000万円	2.0%以内	運転資金:1年超7年以内 設備資金:1年超10年以内 <割賦返済> (据置1年以内を含む)	0.125~0.85% (対象) (※2)(※3) (※4)	※1 ウの省エネ設備等の設置費用は、再生可能エネルギー発電設備の設置費用と同額が限度額となります。 ※2 次の場合、信用保証は金融機関の任意となります。 エ(設備のみの場合)、オ ※3 信用保証料率は県が1/2補助し、県信用保証協会が0.1%割引したものです。 ※4 公害防止保証を適用する場合、信用保証料率は1.15%となります。 ○ ウ、オは所定の事業計画書が必要です。 ○ 県の承認や認定に関するお問い合わせ先 ア・・・県環境課 イ・・・県資源循環推進課
			イ 県から融資対象者としての認定を受けて、産業廃棄物処理施設の整備を行う中小企業者等				・ア、イ、エの運転は、設備の1/2が限度 ・イは上記の融資限度額とは別に2億円 ・ウは上記の融資限度額に含めて3,000万円(※1)		
		ソーラー発電等 促進融資	ウ 再生可能エネルギー発電設備若しくはそれと同時に省エネ設備等を設置、又は蓄電池を導入する中小企業者等	・ウの運転は、設備の導入に係る経費に限る	運転資金:1年超7年以内 設備資金:1年超10年以内 <割賦返済> (据置1年以内を含む)				
		地球温暖化対策省エネ設備等導入融資	エ 省エネ設備等を導入する中小企業者等		設備資金:1年超10年以内 <割賦返済> (据置1年以内を含む)				
		電気自動車等・充電設備導入融資	オ 電気自動車、燃料電池自動車又は電気自動車の充電設備を導入する中小企業者等	設備					
		SDGsパートナー 支援融資	ア 「かながわSDGsパートナー」として県に登録されている中小企業者等	運転・設備	2,000万円	2.2%以内	運転資金:1年超10年以内 設備資金:1年超15年以内 <割賦返済> (据置1年以内を含む)	0.35~1.42% (対象) (※)	※ 県信用保証協会の0.1%割引後のものです。 ○ ア、イは事前に県への登録が必要です。 ○ イは所定の事業計画書が必要です。 ○ ウはパートナーシップ構築宣言ポータルサイトへの登録等が必要です。 ○ ア、イに関するお問い合わせ先 県のち・未来戦略本部室 ウに関するお問い合わせ先 県中小企業支援課
イ	アに該当する者のうち、SDGsの取組に関する事業計画書を策定し、計画を実行する中小企業者等		4,000万円		2.0%以内				
パートナーシップ構築宣言支援融資	ウ 「パートナーシップ構築宣言」に登録している中小企業者等		2,000万円		2.2%以内				
その他		かながわ イノベーション 戦略的支援融資	「かながわイノベーション戦略的支援事業」の認定を受けた中小企業者等	運転・設備	8,000万円	2.0%以内	1年超10年以内 <割賦返済> (据置1年以内を含む)	0.40~1.33% (対象)	※1 「創業支援融資」の備考欄を参照してください。 ※2 「創業支援融資」の融資額と合算されます。
	上記に該当する方のうち、「創業支援融資」の融資対象ア～クの要件を満たす創業者、中小企業者(※1)		3,500万円 (※2)		0.00% (対象)				

(注1) 融資利率は年利率です。なお、市中金利の動向により年度途中において改定する場合があります。

(注2) 一括返済は、融資期間1年以内に限ります。

(注3) 記載している信用保証料率は、県の補助後の料率となります。県の補助の拡充等により変更する場合があります。

(注4) 企業経営の未病改善対象:「企業経営の未病CHECKシート」によるチェック結果をもとに、商工会、商工会議所又は神奈川産業振興センター等の支援を受けながら経営課題の改善に取り組むと、信用保証料が割引かれます。

信用保証料率については、備考欄をご覧ください。

(注5) 事業者選択型経営者保証非提供制度により、信用保証料率に0.25%または0.45%上乘せることで経営者保証を不要とできる場合があります。

(注6) 各融資において、担保、保証人が必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しません。